



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*24 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「広告物」を「屋外広告物(以下「広告物」という。)」に改め、同項第1号中「広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件」の次に「(以下「掲出物件」という。)」を加え、「広告物又は広告物を掲出する物件」を「広告物又は掲出物件」に、同項第2号及び第3号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第2条の3第3項及び第3条の規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第7条第3項各号を次のように改める。

(1) 条例第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者

(2) 条例第25条第1項各号に掲げる者

(3) 第22条第1項各号に掲げる者

第9条及び第10条の規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第13条の次に次の3条を加える。

(公示場所等)

第13条の2 条例第17条の3第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する振興局建設部その他知事が適当と認める場所とする。

2 条例第17条の3第2項の規則で定める様式は、別記第7号様式の2とする。

第13条の3 知事は条例第17条の5の規定による売却を行うときは、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の定めるところにより行うものとする。

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式)

第13条の4 条例第17条の7の規則で定める様式は、別記第7号様式の3とする。

第16条を次のように改める。

(登録の更新の申請期限)

第16条 条例第23条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに更新の登録を申請しなければならない。

第16条の次に次の2条を加える。

(登録申請書の様式)

第16条の2 条例第23条の2第1項に規定する登録申請書は、別記第11号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第16条の3 条例第23条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別記第11号様式の2による誓約書

(2) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)の選任した業務主任者が条例第25条に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

(3) 別記第11号様式による登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

第17条及び第18条を次のように改める。

(登録済証)

第17条 条例第23条の3第2項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。

(変更及び廃業等の届出)

第18条 条例第23条の5第1項の規定による届出は、別記第13号様式により行うものとする。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第23条の2第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第23条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第23条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記
事項証明書並びに第16条の3第1号の誓約書及び同条第3
号の書面

(4) 条例第23条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 第16
条の3第1号の誓約書及び同条第3号の書面

(5) 条例第23条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 第16
条の3第2号の書面

3 条例第23条の6第1項の規定による届出は、別記第13号様
式の2により行うものとする。

第23条第1項中「第25条第1項第3号」を「第25条第1項第5
号」に改める。

第24条の次に次の2条を加える。

(標識の掲示)

第24条の2 条例第25条の2に規定する屋外広告業者が掲げ
る標識は、別記第18号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第24条の3 条例第25条の3の規定により屋外広告業者が備
える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

(3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類
及び数量

(4) 当該表示又は設置の年月日

(5) 請負金額

2 条例第25条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿
は、別記第19号様式によるものとする。

3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファ
イル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと
ができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録さ
れ、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機
その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当
該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のフ
ァイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)
は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければな
らない。

5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもっ
て閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を
保存しなければならない。

第25条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め
る。

別記第1号様式から別記第1号様式の5までを次のように改
める。

別記第1号様式(第2条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号

)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条(第6条第5項、第6条第6項)の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所		区分		☐ 禁止地域等 ☐ 許可地域等 ☐ 広告物活用地区 ☐ 景観保全型広告整備地区 ☐ 広告物協定地区	
種 類	☐ 自家用広告物 ☐ 一般広告物	☐ 建築物を利用する広告物 ☐ 独立して設置される広告物 ☐ 工作物を利用する広告物	☐ その他の広告物 ☐ 案内広告物		
規 格	縦 m 横 m 高さ m 表示面 m	材 質			
表示面積(合計)	m ²	表示面積 (一面) m ²	数 量	個(枚)	
照 明 装 置	☐ 有 ☐ 無	☐ 外部照明 ☐ ネオン ☐ 内部照明 ☐ ()	特殊装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 回転 ☐ 点滅
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで		※建築物を利用する広告物		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		建築物の高さ m 一壁面積 m ² 既に表示されている壁面広告の面積 m ² 突出し幅 m (道路上) m 地面から広告物の上端までの高さ m 地面から広告物の下端までの高さ m		
※所有者 (管理者) の承諾	住所	氏名		(電話)	
※屋外広 告物管理 者	住所	氏名		(電話)	
施 工 者	住所	氏名		(電話)	
※ 他 の 法 令 に よ る 許 可			備考		

(注) 1 □には、該当するものに√印を記入してください。

2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。

3 添付図書

(1) 位置図、付近見取図、仕様書及び図面

(2) 他の法令による許可を要するものについては、
その許可書の写し4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を
省略することができる。

県証紙はり付け欄

別記第 1 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

広告物活用地区屋外広告物確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所					
種 類	☐ 自家用広告物 ☐ 一般広告物	☐ 建築物を利用する広告物 ☐ 独立して設置される広告物 ☐ 工作物を利用する広告物	☐ その他の広告物 ☐ 案内広告物		
規 格	縦高 m 横表示面 m	材 質			
表示面積(合計)	m ²	表示面積(一面) m ²	数 量	個(枚)	
照 明 装 置	☐ 有 ☐ 無	☐ 外部照明 ☐ ネオン ☐ 内部照明 ☐ ()	特殊装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 回転 ☐ 点滅
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで		※建築物を利用する広告物		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		建築物の高さ m 一面面積 m ² 既に表示されている壁面広告の面積 m ² 突出し幅 m (道路上) m 地面から広告物の上端までの高さ m 地面から広告物の下端までの高さ m		
※所有者(管理者)の承諾	住所				
	氏名	(電話)			
※屋外広告物管理者	住所			一の敷地における既に許可されている広告物の表示面積の合計 m ²	
	氏名	(電話)			
施 工 者	住所			屋外広告業登録の年月日及び番号	年 月 日 和歌山県屋外広告業登録第 号
	氏名	(電話)			
※ 他の法令による許可			備考		

- (注) 1 □には、該当するものに√印を記入してください。
 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
 3 添付図書
 (1) 位置図、付近見取図、仕様書及び図面
 (2) 他の法令による許可を要するものについては、
 (3) その許可書の写し
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

県証紙はり付け欄

別記第 1 号様式の 3 (第 2 条の 3 関係)

景観保全型広告整備地区屋外広告物表示 (設置) 届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者 住所

氏名

印

(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 5 条の 3 第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示 (設置) 場所					
種 類	☐ 自家用広告物 ☐ 一般広告物	☐ 建築物を利用する広告物 ☐ 独立して設置される広告物 ☐ 工作物を利用する広告物	☐ その他の広告物 ☐ 案内広告物		
規 格	縦 m 横 m 高さ m 表示面	材 質			
表示面積 (合計)	m ²	表示面積 (一面) m ²	数 量	個 (枚)	
照 明 装 置	☐ 有 ☐ 無	☐ 外部照明 ☐ ネオン ☐ 内部照明 ☐ ()	特殊装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 回転 ☐ 点滅
表示 (設置) 期間	年 月 日から 年 月 日まで		※建築物を利用する広告物		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		建築物の高さ m 一壁面積 m ² 隅で表示されている壁面広告の面積 m ² 突出し幅 m (道路) m 地面から広告物の上端までの高さ m 地面から広告物の下端までの高さ m		
※所有者 (管理者) の承諾	住所				
	氏名	印 (電話)			
※屋外広告物管理者	住所			一の敷地における既に許可されている広告物の表示面積の合計 m ²	
	氏名	(電話)			
施工者	住所			屋外広告業登録の月日	年 月 日
	氏名	(電話)		及び番号	和歌山県屋外広告業登録第 号
※他の法令による許可			備考		

(注) 1 □には、該当するものに√印を記入してください。

2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。

3 添付図書

(1) 位置図、付近見取図、仕様書及び図面

(2) 他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し

4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 1 号様式の 4 (第 2 条の 3 関係)

景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名



(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 3 第 7 項の規定により、次のとおり届け出します。

表示 (設 置) 場 所				
種 類				
前回の届け出年月日		年 月 日 付け指令 第 号		
変 更 等 の 内 容				
変 更 等 の 理 由				
施 工 者	住所		屋外広告業登録の年月日及び番号	年 月 日 和歌山県屋外広告業登録第 号
	氏名			
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
備 考				

- (注) 1 添付書類 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面
2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 1 号様式の 5 (第 2 条の 4 関係)

広告物協定認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

印

(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 4 第 1 項(第 5 条の 4 第 4 項)の規定により、次のとおり申請します。

広告物協定の名称		
広告物協定の概要	広告物協定の目的となる土地の区域	
	広告物協定地区の面積	
	広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠、その他表示方法	
	協定の有効期間	
	広告物協定の変更及び廃止の方法	
	広告物協定に違反した場合の措置	
土地の所有者等の人数		
協定参加者の人数		

(注) 1 添付書類 (1) 広告物協定書の写し

(2) 広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類

2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第1号様式の7から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式の 7 (第 2 条の 4 関係)

広 告 物 協 定 変 更 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者 住所

氏名



(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

広告物協定の名称	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
変 更 等 の 内 容	
変 更 等 の 理 由	
土地所有者等の人数	
協定参加者の人数	
変更の合意人数	

- (注) 1 添付書類 (1) 変更後の広告物協定書の写し
(2) 広告物協定の変更に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類
2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 1 号様式の 8 (第 2 条の 4 関係)

広 告 物 協 定 廃 止 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 4 第 6 項の規定
により、次のとおり届け出します。

広告物協定の名称	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止の理由	
土地所有者等の人数	
協定参加者の人数	
廃止の合意人数	

(注) 1 添付書類 広告物協定の廃止に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類
2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 9 条関係)

屋 外 広 告 物 設 置 完 了 届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和 59 年和歌山県規則第 85 号) 第 3 条 (第 9 条)
の規定により、次のとおり届け出ます。

表示 (設置) 場所			区分	☐ 禁止地域等 ☐ 許可地域等 ☐ 広告物活用地区 ☐ 景観保全型広告整備地区 ☐ 広告物協定地区	
種 類	☐ 自家用広告物 ☐ 一般広告物	☐ 建築物を利用する広告物 ☐ 独立して設置される広告物 ☐ 工作物を利用する広告物	☐ その他の広告物 ☐ 案内広告物		
規 格	縦 高さ m	横 表示面 m	材 質		
表示面積 (合計)	m ²		表示面積 (一面) m ²	数 量	個 (枚)
照 明 装 置	☐ 有 ☐ 無	☐ 外部照明 ☐ ネオン ☐ 内部照明 ☐ ()	特殊装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 回転 ☐ 点滅
許可 (確認) 年月日 及び番号	年 月 日付け指令 第 号				
許可 (確認) 期間	年 月 日から 年 月 日まで				
設置完了年月日	年 月 日			備考	
(写真はり付欄)					

(注) ☐ には、✓ 印を記してください。

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

屋外広告物更新許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 9 条第 3 項の規定により、
次のとおり申請します。

表示(設置)場所			区分	☐ 禁止地域等 ☐ 許可地域等 ☐ 広告物活用地区 ☐ 景観保全型広告整備地区 ☐ 広告物協定地区	
種類	☐ 自家用広告物 ☐ 一般広告物	☐ 建築物を利用する広告物 ☐ 独立して設置される広告物 ☐ 工作物を利用する広告物	☐ その他の広告物 ☐ 案内広告物		
規格	縦高	m	横表示面	m	材質
表示面積(合計)	m ²		表示面積(一面)	m ²	数量 個(枚)
照明装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 外部照明 ☐ ネオン ☐ 内部照明 ☐ ()	特殊装置	☐ 有 ☐ 無	☐ 回転 ☐ 点滅
※屋外広告物管理者	住所			氏名	(電話)
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日 付け指令 第 号				
許可(確認)期間	年 月 日から 年 月 日				
更新許可(確認)期間	年 月 日から 年 月 日				
更新回数	回	備考			
(写真はり付け欄)			(注) 1 □には、√印を記してください。 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。 3 添付書類 (1) 申請前 30 日以内に撮影した 広告物のカラー写真 (2) 許可書又は確認書の写し 4 氏名の記載を自署で行う場合 においては、押印を省略することが できる。		
			県証紙はり付け欄		

別記第 3 号様式の 2 (第 7 条関係)

屋 外 広 告 物 自 主 点 検 結 果 報 告 書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

(電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

点検者 住所

氏名

印

有している資格

和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和 59 年和歌山県規則第 85 号) 第 7 条第 2 項の
規定により、屋外広告物自主点検結果を下記のとおり報告します。

記

1 広告物又は広告物を掲出する物件の概要

(1)表示又は設置の場所	
(2)設置年月日	年 月 日
(3)前回許可日	年 月 日付け指令 第 号

2 広告物等の点検結果

点検日 : 年 月 日

項 目	※異常の有無	改善の概要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト・ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚損、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表示面の破損	有 ・ 無	
(6) 照明装置の破損	有 ・ 無	
(7) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	

(注) 1 壁面広告、突出し広告、屋上広告、平面的固定広告及び立体的固定広告の屋外広告物に
係るものについて、この報告書を提出してください。

2 ※印欄は、該当するものに○で囲んでください。

3 点検者の資格を証する書類の写しを添付してください。

4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第4号様式(第8条関係)

屋外広告物変更等許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

(電話番号

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所			
種	類		
現在受けている許可(確認)の年月日及び番号		年 月 日	付け指令 第 号
変更等の内容			
変更等の理由			
※ 管理者	住所		
	氏名	(電話)	
施 工 者	住所	屋外広告業登録の年月日及び番号	年 月 日 和歌山県屋外広告業登録第 号
	氏名		
工事予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
備 考			

(注) 1 ※印欄は、該当する場合に記入してください。

2 添付書類

(1) 許可書又は確認書の写し

(2) 変更等の前後を比較できる仕様書及び図面

3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

県証紙はり付け欄

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 13 条、第 15 条関係)

屋 外 広 告 物 除 却 (滅 失) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

(電話番号

)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 14 条第 2 項 (第 19 条第 3 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 の 種 類	
表 示 内 容	
表示 (設置) 場所	
現在受けている許可 (確認) の年月日及び番号	年 月 日 付け指令 第 号
除却 (滅失) 年月日	年 月 日
除却 (滅失) の理由	
備 考	

(注) 添付書類 許可書又は確認書

別記第 7 号様式の次に次の 2 様式を加える。

保管廣告及出物件一覽簿

[illegible]

※(広告物・掲出物件)区分＝(1は法第8条第3項第1号、2は同項第2号、3は同項第3号にそれぞれ規定するもの)
(処理状況)区分＝(1は返還、2は売却、3は廃棄、4はその他)

別記第7号様式の3(第13条の3関係)

受 領 書

年 月 日

和歌山県知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

(電話番号)

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり広告物又は掲出物件(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受け た広告物又 は掲出物件	保管番号	
	名称又は種類	
	数量	
返還を受けた現金の額		

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 8 号様式から別記第 11 号様式までを次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 14 条関係)

8. 5 センチメートル以上	
(表)	
↑ 6.3 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓	第 号
	証 明 書
	所 属 _____
	職氏名 _____
	年 月 日生
上記の者は、和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）第 26 条の 4 の規定により、立入検査等を行う職員であることを証明する。 年 月 日交付 和歌山県知事 印	

(裏)

和歌山県屋外広告物条例（抜粋）

（報告及び検査）

第 26 条の 4 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、屋外広告業者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第 9 号様式 (第 15 条関係)

屋 外 広 告 物 管 理 者 設 置 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 の 種 類		
表 示 内 容		
表 示 (設 置) 場 所		
現在受けている許可 (確認) の年月日及び番号		年 月 日 付け指令 第 号
管理者	住 所	
	氏 名	(電話)
	設置年月日	年 月 日
備 考		

別記第 10 号様式 (第 15 条関係)

屋外広告物設置者等変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

(電話番号

)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和 59 年和歌山県規則第 85 号) 第 19 条第 2 項
(第 4 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 の 種 類		
表 示 内 容		
表 示 (設 置) 場 所		
現在受けている許可 (確認) の年月日及び番号		年 月 日 付け指令 第 号
変 更 年 月 日		年 月 日
新設置者等	住所	
	氏名	(電話)
旧設置者等	住所	
	氏名	(電話)
変 更 理 由		
備 考		

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第11号様式(第16条の2関係)

屋外広告業登録申請書

年 月 日

和歌山県知事様

住所
申請者
氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業の登録を受けたいので、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第23条〔第1項〕の規定により、次のとおり申請します。
〔第3項〕

(第1面)

登録の種類	新規	※登録番号	和歌山県
	更新	※登録年月日	屋外広告業登録第 号
(フリガナ) 氏名及び生年月日		法人・個人の別 (1 法人 、 2 個人)	
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び生年月日〕		生年月日 年 月 日生	
住所又は所在地		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
和歌山県の区域内において営業を行う営業所			
名 称	所 在 地		電 話 番 号
☆[申請者が法人の場合]		役 職	(フリガナ) 氏 名
役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)			

(第 2 面)

★[申請者が 未成年の場合] 法定代理人	(フリガナ) 氏 名 及 び 生 年 月 日	生 年 月 日 年 月 日生	
	住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
業務主任者	所属営業所の名称	(フリガナ) 氏 名	摘 要
他の地方 公共団体 における 登 録	地方公共団体名	登 録 番 号	登 録 年 月 日

(注) 1 新規の登録の場合、※印のある欄は記入しないでください。

2 「新規・更新」及び「法人・個人」の別については、いずれか該当する方に丸印を付けてください。

3 申請者が法人の場合は、☆印のある欄を、申請者が未成年である場合は、★印のある欄を記入してください。

4 添付書類 (1) 条例第 23 条の 2 第 2 項に規定する誓約書 (登録申請者) [様式第 11 号の 2]

(2) 規則第 16 条の 3 第 1 号に規定する誓約書 (役員、法定代理人) [様式第 11 号の 2]

(3) 業務主任者が条例第 25 条第 1 項各号の要件のいずれかに適合することを証する書面

(4) 規則第 16 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する略歴書 (登録申請者、役員、法定代理人)

[様式第 11 号の 3]

(5) 登記事項証明書 (登録申請者が法人である場合)

5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 11 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第11号様式の2 (第16条の2第2項関係)

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）第23条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日
申請者 印

和歌山県知事 様

（注） 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

※参考

（登録の拒否）

第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第26条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

登録申請者 $\left[\begin{array}{c} \text{法人の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \end{array} \right]$ の略歴書

現住所		郵便番号（ - ）		電話番号（ ） -	
フリガナ 商号、名称又は氏名			生年 月日		
略 歴	期自至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
氏名					

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 12 号様式及び別記第 13 号様式を次のように改める。

別記第 12 号様式 (第 17 条関係)

(登録番号) 和歌山県屋外広告業登録第 号
(登録年月日) 年 月 日

屋 外 広 告 業 登 録 済 証

住 所
氏 名

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 23 条の 3 第 1 項の規定
による屋外広告業の登録を行ったことを証します。

年 月 日

和歌山県知事



別記第 13 号様式 (第 18 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住所
届出者 氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 27 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	和歌山県屋外広告業 登録第 号	登録年月日	年 月 日
(フリガナ) 氏名 〔法人にあっては名 称、代表者の氏名〕	法人・個人の別 (1 法人 、 2 個人)		
住所又は所在地	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
変更事項 ※ (右欄の該当事項に○印 をつけてください。)	1 商号、名称、所在地 (法人) 4 法人の役員の氏名 2 氏名、住所 (個人) 5 未成年者の法定代理人の氏名、住所 3 営業所の名称、所在地 6 業務主任者の氏名、所属営業所		
変更年月日	変 更 前	変 更 後	

(注) 1 「法人・個人」の別については、いずれか該当する方に○印を付けてください。

2 添付書類

変更事項 1 の場合 下記 (4)

変更事項 3 の場合 下記 (4) [商業登記の変更を必要とする場合に限る。]

変更事項 4 の場合 下記 (1)、(3)

変更事項 5 の場合 下記 (1)、(3)

変更事項 6 の場合 下記 (2)

記 (1) 規則第 19 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する誓約書 [様式第 17 号の 2]

(2) 業務主任者が条例第 29 条第 1 項各号の要件のいずれかに適合することを証する書面

(3) 規則第 19 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する略歴書 [様式第 17 号の 3]

(4) 登記事項証明書

3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 13 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第13号様式の2(第18条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第27条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	和歌山県屋外広告業 登録第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名 (法人にあっては名称、代表者の氏名)	法人・個人の別 (1 法人 、 2 個人)		
住 所 又 は 所 在 地	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
届 出 理 由 ※(右欄の該当事項に○印 をつけてください。)	1 登録申請者(個人)の死亡 2 登録申請者(法人)の消滅 3 登録申請者(法人)の破産による解散 4 登録申請者(法人)の破産以外による解散 5 屋外広告業の廃止(本市域内のみでの廃止を含む。) 6 その他 ()		
届 出 理 由 の 生 じ た 日	年 月 日		
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係 ※(右欄の該当事項に丸印 をつけてください。)	1 登録申請者(個人)の相続人 2 登録申請者(法人)の代表役員であった者 3 登録申請者(法人)の破産管財人 4 登録申請者(法人)の清算人 5 屋外広告業者であった個人又は法人の代表役員		

(注) 1 添付書類 交付を受けている屋外広告業登録済証
2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 14 号様式及び別記第 16 号様式を次のように改める。

別記第14号様式 (第20条関係)

和歌山県屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

受講者 住所

氏名



(電話番号)

年 月 日生

和歌山県屋外広告物条例施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

勤務先	所在地		
	名称		
	代表者名		
屋外広告物の「施行に関する事項」を免除する資格	資 格		取得年月日
	ア 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者		
	イ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者		
	ウ 電気事業法第54条第1項に規定する 第1種電気主任技術者免状 第2種 " } 第3種 " } を有する者		
	エ 職業能力開発促進法に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者		
受付欄	受講番号	手数料欄	写真(3cm×4cm)

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

----- (切り取らないこと。) -----

屋外 受	※受講番号	氏名	※受講日	※講習時間	※講習会場	講習科目及び承認	令 法 表示方法 工 施	(注) 1 1科目終了ごとに係員の承認を受けて下さい。 2 1科目でも承認のない場合は、修了証書を交付しません。 3 受講票は当日必ず持参してください。 4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第 16 号様式 (第 23 条関係)

屋外広告物講習会修了者資格認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

年 月 日生

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

勤務先	名 称	
	所 在 地	
屋外広告物に関する経験年数		
備 考		

- (注) 1 添付書類 屋外広告物に関する経験年数を証明するもの
2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第17号様式の次に次の2様式を加える。

別記第18号様式（第24条の2関係）

← 40センチメートル以上 →		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
屋 外 広 告 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号	和歌山県屋外広告業登録第 号	
登録年月日	年 月 日	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

別記第19号様式 (第24条の3 関係)

屋 外 広 告 業 帳 簿

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号 () —			
広告物の表示又は 掲出物件の設置の場所				
表示した広告物又は 設置した掲出物件	名称 又は 種類		数量	
当該表示又は設置の年月日	年 月 日			
請負金額				

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。